



2022年 12月21日
第92号

JR 東労組 
Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集 情宣担当

ホームページ

<http://www.ireu-yokohama1.jp/>



福知山線脱線事故を振り返る vol. 4

2011年7月27日

日勤教育 JR西日本に賠償命令

JR西日本が乗務でミスをした際に課す日勤教育で、精神的な苦痛を受けたとして、JR総連の仲間であるJR西日本で働くJR西労の運転士や車掌ら258名が原告となって闘っていた日勤教育裁判に対し、2011年7月27日、大阪地裁は61名の組合員（原告）の訴えを認め、総額620万円の損害賠償を命ずる判決を言い渡しました。

この裁判は、JR西労が2006年4月27日に提訴し、オーバーランなどのミスを理由に除草作業やトイレ掃除、レポート作成を課す日勤教育は人格権の侵害であり、安全配慮義務に違反することから、JR西日本に慰謝料を請求し5年余りの歳月をかけ闘ってきた裁判です。

判決理由では、日勤教育について「会社が裁量を逸脱、乱用して労働者の生命、健康、人格的利益を侵害した場合は、損害について責任を負う」とし、各原告が被った不利益の内容や程度を検討し61人に対する賠償責任を認定しました。裁判では日勤教育が、労働者の自由、名誉、プライバシーなど人格的利益を侵害したと認めたのです。

納得できる判決ではないため、原告であるJR西労の仲間は控訴しましたが、一定の到達点と今後も仲間と共に「日勤教育」と「懲罰的な社員管理」の撤廃を目指していくことを確認し、2012年9月6日に原告側に解決金としてJR西日本が計800万円を支払うことで和解が成立しています。

裁判では日勤教育で会社が裁量逸脱、乱用し、労働者の命・健康・人格的利益を侵害したと認められた！